

# 第3次光市行政改革大綱

平成29年3月  
光市

## 目 次

1	行政改革の必要性	1
	(1) これまでの取組み	
	(2) 本市の状況	
	ア 人口の状況	
	イ 財政の状況	
	(3) 行政改革の取組み	
2	大綱の位置付けと計画期間	5
	(1) 大綱の位置付け	
	(2) 計画期間	
3	基本理念と取組みの柱	5
4	大綱の体系と取組項目	7
	I 開かれた市政への取組みと市民等との協働	8
	(1) 開かれた市政の推進	
	(2) 協働による新たなまちづくりの推進	
	II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供	9
	(1) 市民サービスの向上	
	(2) 公共施設マネジメントの推進	
	III 組織力の向上	10
	(1) 職員の意識改革と能力向上	
	(2) 効率的な組織体制等の確立	
	IV 安定的な財政基盤の確立	12
	(1) 健全な財政運営の推進	
5	大綱の推進にあたって	14
	(1) 推進体制	
	(2) 実施計画	

【中期財政見通し】

# 1 行政改革の必要性

## (1) これまでの取組み

本市では、平成16年10月の合併以降、時代の変化に対応すべく「光市行政改革大綱」「第二次光市行政改革大綱」を策定し、それぞれの時代背景の中で行政改革の取組みを進めてきました。

光市行政改革大綱 平成18年2月策定  
計画期間：平成17～21年度

合併を行政改革の第一歩として捉え、平成18年2月に策定した光市行政改革大綱では、様々な主体と自治体が協働する『「新しい公共」の形成』という基本理念のもと、市民や地域の力が最大限発揮できる活力ある行政運営の確立を目指して、行政改革に取り組んできました。

主な取組みとして、公の施設の管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入し、市民サービスの質の向上と経費の削減を図りました（平成21年度末時点 16施設）。

平成20年4月から公民館の運営を段階的に自主運営に移行し、公民館を中心に地域づくりを進めることで、地域住民の自主的・主体的な地域運営による地域自治の推進に取り組みました。

また、市の政策形成過程において市民の市政への参画の機会を提供するとともに、広く市民への説明責任を果たすためパブリックコメント手続きを制度化し、市政における市民参画を進めました。

光市行政改革大綱の計画期間における進捗率（実施中含む）は91.5%となっています。

(参考) 主な財政効果

(単位：千円)

	H17	H18	H19	H20	H21	効果額合計
滞納処分の積極的な実施 (市税等への充当金額)	75	146	—	380	5,738	6,339
遊休公有財産の処分	26,005	27,465	24,517	36,957	9,741	124,685
古紙類売却による収入	—	10,572	19,189	25,263	9,162	64,186
市刊行物の有料広告収入	—	—	1,340	1,590	1,010	3,940
補助事業の整理合理化	56,785	△23,045	△65,404	1,171	△33,123	△63,616
定員管理の適正化	187,266	269,396	367,616	532,596	24,984	1,381,858

第二次光市行政改革大綱 平成22年3月策定（平成24年3月改訂）  
計画期間：平成22～28年度

第二次光市行政改革大綱では、市政の改革、進化の観点から、企業論理の視点も加え、より質の高い市民満足度すなわち一層の利潤の確保に向けて取り組んできました。

主な取組みとして、平成26年度から事務事業評価を本格実施するとともに、評価結果を公表し事務事業や業務の自主的な改善を進めつつ、行政活動の透明性、市民への説明責任の向上を図りました。

また、今後の大きな課題の一つである、公共施設の老朽化等に対応するため、公共施設マネジメントの指針となる「光市公共施設等総合管理計画」の策定に取り組みました。

さらには、女性ならではの視点を活かすという観点から、女性職員のみで構成する、市民サービス向上推進チーム（平成25年12月～平成27年3月）を設置し、接遇マニュアルの改訂など市民目線に立った接遇サービスの改善に向けた取組みを進めました。

平成27年度末時点で、実施計画の進捗率（実施中含む）は92.2%となっています。

（参考）主な財政効果

（単位：千円）

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	効果額合計
滞納処分の積極的な実施 （市税等への充当金額）	1,889	5,434	7,927	6,322	3,945	8,796	34,313
遊休公有財産の処分	10,688	201,520	14,935	55,025	4,256	8,177	294,601
古紙類売却による収入	14,861	12,978	10,814	12,672	9,967	7,401	68,693
市刊行物等の有料広告収入	930	975	1,166	1,477	1,579	1,892	8,019
補助事業の整理合理化	58,972	△84,589	47,098	26,369	△150,657	△394,842	△497,649

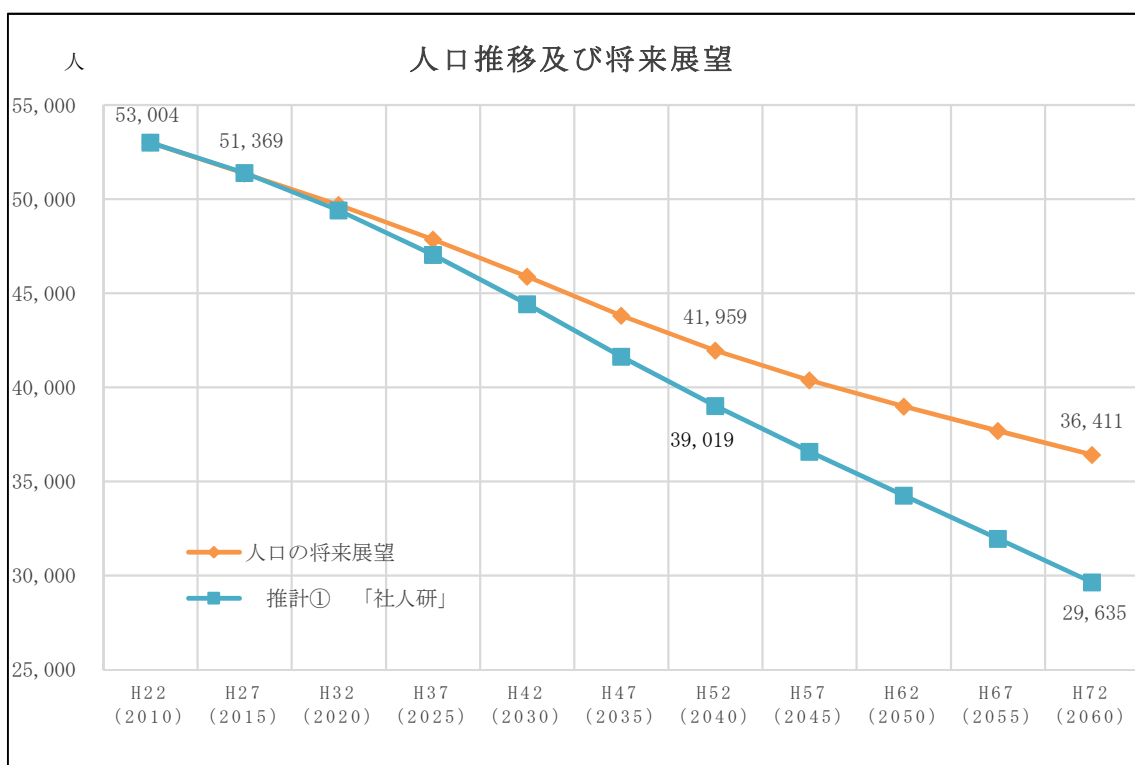
## (2) 本市の状況

### ア 人口の状況

本市の人口は、高度経済成長などを背景に昭和40～50年代にかけて出生数や転入者数が大幅に増加し、昭和60年には、国勢調査ベースでのピークとなる58,228人（旧光市と大和町の合算値）となりましたが、その後減少に転じ、平成27年には51,369人となり、ピーク時の約88%に落ち込んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所（下表においては「社人研」と表記しています。）の将来推計によると、本市の人口は平成52年（2040年）には39,019人と平成27年と比べて約26%減少し、人口の約40%が65歳以上になるという大変厳しい推計が示され、生産年齢人口の減少に伴う地域経済の縮小により、地域活力の喪失が懸念されています。本市では、こうした状況を克服するため、光市人口ビジョンを踏まえて策定した「光市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組みを進め、平成72年（2060年）に約7,000人の人口減少歯止め効果を見込んでいます。

こうした人口減少や人口構成の変化と相まって、価値観やライフスタイルの多様化に伴い、市民ニーズが多様化する中、市民満足度を高める行政経営を実現するためには、徹底した市民志向、成果志向の行政経営を進めていく必要があります。



## イ 財政の状況

本市の財政状況は、経済情勢が好転しない中で財政の硬直化が解消されず、生産年齢人口の減少に伴う税収減や、社会保障関連経費の歳出に占める割合の増加が見込まれています。

また、高度経済成長期に整備された公共施設やインフラの老朽化が進んでおり、これらの施設が更新時期を一斉に迎えることから、更新費用の確保が大きな課題となっています。

さらには、合併自治体における普通交付税の特例措置である合併算定替の段階的縮小により地方交付税が減額されるなど、今後、一層厳しい財政運営を余儀なくされることが予測されています。

こうしたことから、簡素で効率的な行政経営を一層進め、安定した財政基盤を確立していく必要があります。

### (3) 行政改革の取組み

前項で述べたように、本市が直面する、人口減少と厳しい財政状況に対応しつつ、まちづくりを進めるため、最小の経費で最大の効果を上げるといふ行政改革の基本的な考え方やこれまでの2期にわたる行政改革の取組みと実績を踏まえ、新たな行政改革大綱を策定し、さらに改革に取り組むこととします。

このため、「第3次光市行政改革大綱」では、第2次光市総合計画で掲げる目指す将来像「ゆたかな社会」の実現に向けて、従来の行政改革の取組みに加え、行政需要の増減に対し、行政の役割を意識した上で行政サービスの量の適正化を図りつつ、的確に対応する一方で、行政サービスの質を低下させることのないよう、量と質の両面の視点を持った改善、改革に取り組みます。

なお、本大綱を策定するにあたっては、行政改革と財政健全化を一体の取組みとするため、これまでの「光市財政健全化計画」に関する考え方や取組みを包含するものとします。

## 2 大綱の位置付けと計画期間

### (1) 大綱の位置付け

本市の行政改革について、第2次光市総合計画の基本目標6「市民参画と健全な行財政でゆたかさを創出するまち」に掲げています。本大綱は、第2次光市総合計画に基づき、行政改革を具体的に推進するために策定するもので、今後の本市の行政改革の基本方向や考え方等を示す指針となるものです。

### (2) 計画期間

大綱の計画期間は、平成29年度(2017年度)から平成33年度(2021年度)までの5年間とします。

## 3 基本理念と取組みの柱

人口減少と財政硬直化が進むことが見込まれる中で、行政サービスのあり方が問われてくることから、量の適正化を図りつつ、将来にわたり継続的に質の高い行政サービスを提供するため、

### 『人口減少社会に対応した新たな行財政運営』

を基本理念とし、次の4つの柱のもと、取組みを進めます。

- I 開かれた市政への取組みと市民等との協働
- II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供
- III 組織力の向上
- IV 安定的な財政基盤の確立

## **I 開かれた市政への取組みと市民等との協働**

市民の市政に対する関心や参画意識を高め、行政運営に対する理解と信頼を深めるため、市が保有する市政に関する情報を適切に市民へ提供し、市民との情報の共有化を進めます。

また、社会経済情勢の変化等により、市民ニーズは多様化・高度化し、行政だけ、市民だけといった一主体だけでの対応は困難となっていることから、適切な行政サービスを提供するとともに、暮らしやすい地域社会の実現を図るため、自助・互助・共助・公助を基本とした、多様な担い手との協働を進めます。

## **II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供**

市民の暮らしやすさ、満足度を高めるため、市民ニーズを的確に捉えた上で、費用対効果を十分に考慮し、利用者へのやさしさや利便性の高い行政サービスの提供に取り組みます。

また、公共施設の老朽化に伴う更新等の課題に対応するため、将来を見据えた長期的な視点で、公共施設が提供するサービスとそれに伴う市民負担の適切なバランスを考慮し、行政需要に対応した公共施設の量、質等の最適化を進める、公共施設マネジメントを推進します。

## **III 組織力の向上**

市民ニーズに的確かつ迅速に対応するため、市民の目線に立った柔軟な組織体制の構築と職員の資質向上や意識改革に取り組みます。今まで以上に行政経営の質を高めることで、事業や組織の見直しによる適切な人員配置を行うとともに、国・県・他都市や民間給与水準との均衡に配慮しつつ、市の財政状況を考慮しながら継続的に制度や運用の見直しを行い、定員管理や給与等の適正化に取り組みます。

## **IV 安定的な財政基盤の確立**

変化の激しい社会経済情勢の中で、市民ニーズに的確に対応した質の高い行政サービスを将来にわたって継続していくためには、行財政運営の効率化や健全化に向けた取組みを着実に進めていくことが必要です。

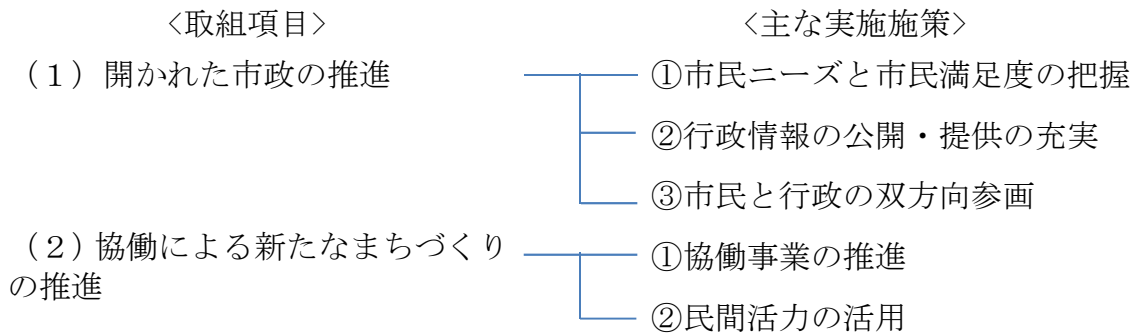
そのため、より一層の歳出削減と財源確保の徹底を図るとともに、真に必要な性の高い事業へ予算を重点配分するなど、事業の選択と集中を進め、限りある財源を効率的、効果的に活用することにより安定的な財政基盤を確立し、健全な財政運営を推進します。

また、各公営企業については、自主性・自立性をより一層高めるため、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定し、戦略に沿った効率的な運営を目指します。

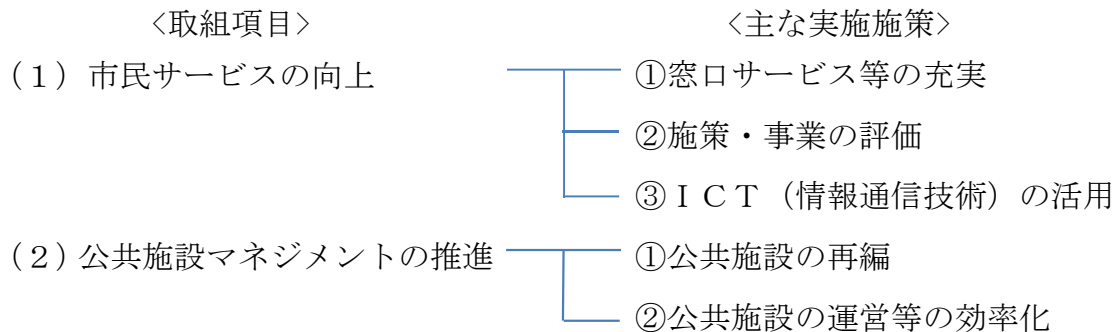


## 4 大綱の体系と取組項目

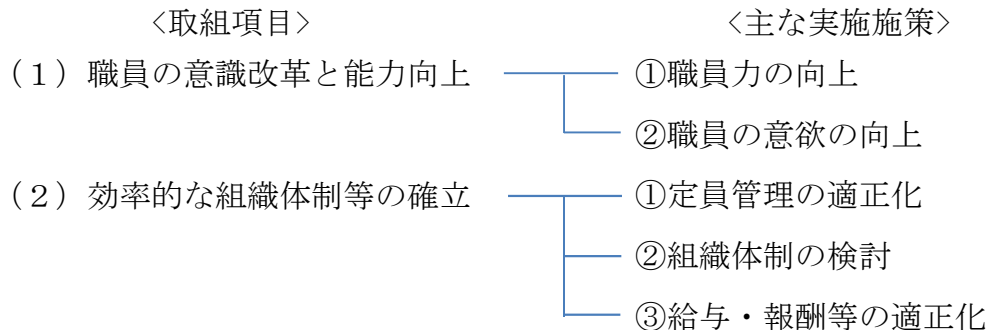
### I 開かれた市政への取組みと市民等との協働



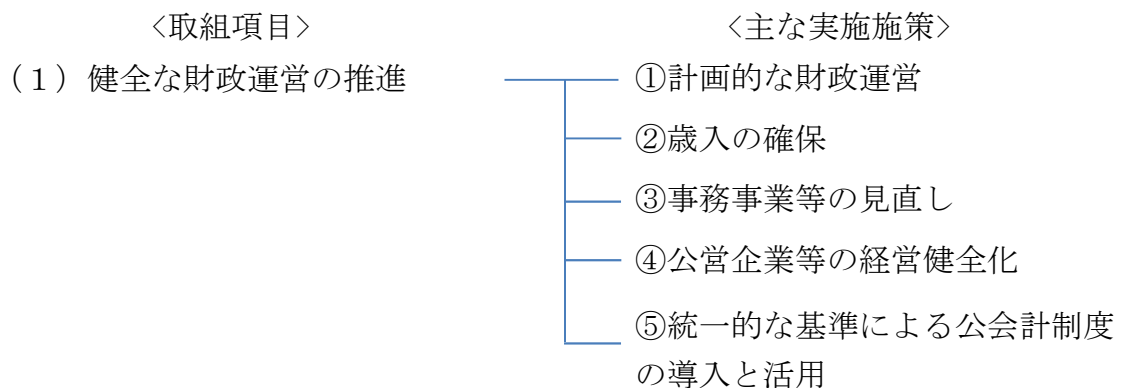
### II 市民ニーズに対応した行政サービスの提供



### III 組織力の向上



### IV 安定的な財政基盤の確立



## I 開かれた市政への取組みと市民等との協働

### (1) 開かれた市政の推進

#### ①市民ニーズと市民満足度の把握

市民目線を取り入れた施策の立案や質の高い行政サービスの提供につながるため、市民アンケートやパブリックコメントの実施等により、市民ニーズや市民満足度の把握に努めます。

#### ②行政情報の公開・提供の充実

市民が必要なときに必要な情報が得られるようにするとともに、シティセールスの視点から広く「光市」をPRするため、広報紙やホームページをはじめ、様々な手法を活用し、市政に関する情報発信を推進します。

#### ③市民と行政の双方向参画

幅広い市民意見を市政に反映し、行政運営における透明性、公平性を確保するため、各種審議会や委員会等の委員について、幅広い分野や世代の市民参画を促進します。

また、市民と行政の役割を踏まえながら、市政や地域活動における市民と行政の双方向参画を推進します。

### (2) 協働による新たなまちづくりの推進

#### ①協働事業の推進

市民や地域、NPO等とのパートナーシップの構築により、新しい公共の形成が進みつつあり、担い手同士の連携・協働による活動の相乗効果や市民自治力の向上を図るため、多様な担い手との協働事業を展開します。

#### ②民間活力の活用

「民間にできることは民間に」の理念のもと、行政が直接実施するより効果的、効率的に実施できる業務について、行政サービスや行政責任の確保等を十分に検討して、民間への業務委託を推進します。

## Ⅱ 市民ニーズに対応した行政サービスの提供

### (1) 市民サービスの向上

#### ①窓口サービス等の充実

窓口サービスにおける利用者の利便性の向上のため、コンビニエンスストアでの各種証明書の交付や税等の収納の導入等、窓口サービスの充実・改善に取り組みます。

#### ②施策・事業の評価

限られた行政資源を最大限活用し、P D C Aサイクル（計画 Plan、実施 Do、検証 Check、改善 Action）に基づき効果的・効率的に事業を実施するため、行政評価システムの効果的な運用に取り組みます。

#### ③ICT（情報通信技術）の活用

より安全で質の高い行政サービスの提供に向け、各種システムやネットワークを利活用するとともに、個人情報漏えいを防ぐシステムセキュリティの向上を図るなど、利用者の視点に立ったICT化を推進します。

### (2) 公共施設マネジメントの推進

#### ①公共施設の再編

「光市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設総量の適正化を図るため、各公共施設の今後の在り方等について必要に応じて検討を進めるとともに、保有量の多い市営住宅のストック水準の適正化や複合型施設となる大和コミュニティセンターの整備等、具体的な再編の取組みを進めます。

#### ②公共施設の運営等の効率化

受益者負担の適正化の観点から、利用者負担と市民全体の負担（税金）の適切な負担割合を考慮した公共施設使用料等のあり方を検討するとともに、公共施設における質の高いサービスの提供ができるよう、指定管理者制度の効果的な活用や光熱水費等の維持管理経費の見直し等を行い、公共施設の効率的な運営に努めます。

### Ⅲ 組織力の向上

#### (1) 職員の意識改革と能力向上

##### ①職員力の向上

多様化・高度化する様々な行政課題に対応し、市民満足度を高める行政経営ができるよう、政策立案能力を高める人材育成システムの構築を進め、職員一人ひとりのコスト意識の醸成と課題解決力の向上を図ります。

職員自らが行動し、市民の立場に立った現状分析や市民ニーズの把握・集約に努め、P D C Aサイクルに基づく業務改善の取組みを推進し、職員力の向上による、質の高い行政サービスの提供に努めます。

市民から信頼され親しまれる市役所となるよう、職員の意識改革に取組み、職員一人ひとりが市の代表であるという意識のもと、市民目線による接遇に努めることと合わせ、男女共生社会の構築の視点から、女性職員の活躍と登用に向けた取組みを推進します。

##### ②職員の意欲の向上

公平・公正な評価結果を人事評価に反映させ、能力や実績を適正に反映した人事制度の構築を進めるとともに、組織風土の醸成や研修の実施等により、職員が自己啓発に取り組みやすい雰囲気醸成します。

また、多様化・高度化する様々な行政課題に対して、限られた人員の中で、効率的な対応を図るために、職員一人ひとりの意欲を引き出し、能力を高めることで、職員の使命感や仕事に対するモチベーションを高め、職員一人ひとりが、より質の高い行政サービスを提供できるように努めます。

#### (2) 効率的な組織体制等の確立

##### ①定員管理の適正化

適正な業務執行を確保し、限られた人員で最大の効果を上げることができるよう、業務の見直しや効率化の取組みを推進します。また、社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に即応できるよう、地方自治業務のあり方を精査しつつ、計画的な職員配置や適正管理を行います。

人事行政の運営における公平性、透明性を高めるため、光市の人事行政の運営の状況及び光市の給与・定員管理等について公表します。

##### ②組織体制の検討

集中化、効率化の観点から、事務・事業の再編・整理を進めるとともに、関係各課の連携を進め、横断的な取組体制を構築します。

また、民間委託等を推進することで、新たな課題や、市民ニーズ・社会情勢に対応した、迅速に連携体制が取れる柔軟な組織づくりを推進します。

### ③給与・報酬等の適正化

職員の給与については、国、県及び他の地方公共団体との均衡に配慮しながら、市の財政状況を考慮して、適正な給与水準となるよう状況に応じて適正に見直し、その内容を公表するとともに、特別職の報酬等についても必要に応じて見直しを行います。

また、仕事と生活の調和及び事務事業の効率的な執行の観点から、業務内容や仕事の進め方を見直し、時間外勤務の削減と時間外手当の縮減に努めます。

## IV 安定的な財政基盤の確立

本市では、平成 23 年度に「光市財政健全化計画」を策定し、平成 24 年度から平成 28 年度までの 5 年間にわたり、歳入・歳出両面にわたる財政健全化の取組みを進めてきました。

この結果、計画期間の各年度で形式収支の黒字は確保できましたが、予算編成における財源不足を補填する財政調整基金繰入金を除いた収支は、平成 25 年度を除き赤字となっています。また、市税や地方交付税等の一般財源の減少が続く中、扶助費や公債費等の義務的経費の増加による財政の硬直化が進んでいる状況にあります。

さらに、本大綱の取組期間である平成 29 年度から平成 33 年度までの財政見通しにおいても、5 年間で 33 億 5,000 万円もの大幅な財源不足が見込まれています。財源不足については、年度間の財源調整機能を担う財政調整基金を取り崩し対応することとなりますが、財源不足額をそのまま財政調整基金で補填するとした場合、決算剰余金を積み立てたとしても、平成 33 年度末の基金残高は 3,000 万円程度にまで減少する見込みであり、安定的な財政運営を著しく損なうこととなります。

こうした事態を回避し、将来にわたって持続可能な行財政運営を確立するためには、財源不足が常態化し、財政調整基金に依存する現在の財政構造の見直しが不可欠であり、従来の財政健全化計画の考え方を継承し、財政健全化を一層推進していくため、以下のとおり取り組みます。

### (1) 健全な財政運営の推進

#### ① 計画的な財政運営

持続可能な財政運営の確立を図るため、中期的な財政見通しによる歳入に見合う歳出規模を基本とする財政構造への転換を図ります。また、一定規模の基金を確保して年度間の財源調整に備えるとともに、市債残高を抑制して公債費の縮減を図ることで、計画的かつ安定的な財政運営に努めます。

(財政運営の目標)

#### ○財源不足額の圧縮

当初予算における財源不足額の段階的な削減を目指します。

#### ○財政調整基金の確保

過去 5 年の当初予算における財政調整基金繰入額(財源不足額)を基準として、その平均額の 2 年分、20 億円の確保を目指します。(平成 33 年度末)

#### ○市債残高の抑制

市立病院移転新築など、今後、大型事業実施に伴う市債借入額の増加が

想定されますが、借入額を極力抑制し5年間の借入総額を元金償還額以下とするなど、平成33年度末で市債残高235億円未満を目指します。

#### ○健全化判断比率の適正水準の維持

財政健全化法上の早期健全化基準等を勘案し、以下の水準を維持します。

項目	数値
実質赤字比率	－（赤字なし）
連結実質赤字比率	－（赤字なし）
実質公債費比率	18%未満
将来負担比率	350%未満

#### ②歳入の確保

市民負担の公平性、信頼性の観点から、市税等の収納率の向上に取り組むとともに、各種手数料・使用料については、受益者負担の適正化を進めます。

その他、様々な観点から財源の確保に向けた取組みを進めます。

#### ③事務事業等の見直し

従来の考え方にとらわれることなく、行政事務全般を多角的な視点から今後の事務展開に向けた事務事業等の精査を行い、事業や業務の統合、廃止等を見据えた取組みにより歳出の抑制・適正化に努めます。

また、費用対効果の観点から、施策・事業の評価や市民ニーズを考慮して補助事業のあり方を見直すとともに、補助の目的、成果等を十分に検討し、団体運営補助から事業補助への転換を促進しつつ、一層の補助事業の適正化に努めます。

#### ④公営企業等の経営健全化

地方公営企業については、企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するため、経営環境や社会経済情勢の変化を踏まえた中長期的な視点に立った経営基盤の強化を図っていきます。

また、下水道事業特別会計及び簡易水道特別会計については、地方公営企業法の適用に向け、取組みを進めます。

#### ⑤統一的な基準による公会計制度の導入と活用

統一的な基準による地方公会計制度により、資産、負債及び行政コストを把握し、財政運営の基礎資料として予算編成等への活用を推進します。

## 5 大綱の推進にあたって

### (1) 推進体制

行政改革の推進体制として、庁内に設置する「行政改革推進本部」を中心に進行管理を行います。

### (2) 実施計画

行政改革の実施にあたっては、行政改革大綱に基づき、年次計画と可能な限り数値目標等を定めた実施計画を策定し、計画的に取り組みます。なお、実施計画については、社会経済情勢の変化や改革項目の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて随時改定を行うものとします。

また、実施計画の進捗状況については、「光市行政改革市民会議」等に報告し、必要な意見や助言を求めるとともに、市広報やホームページ等を通じて市民に広く公表します。



## 【中期財政見通し】

対象

一般会計

期間

平成 29 年度から平成 33 年度までの 5 年間

推計方法

前提条件として、作成時点で、国等の制度変更の時期、内容等が明確なものについては反映し、その他のものについては現行制度で見込んでいます。

(歳入)

費目	推計方法
市税	平成 29 年度当初予算額をベースに、個人市民税及び法人市民税は、平成 30 年度については、「平成 28 年度内閣府中央試算」から名目経済成長率を 2.2%と推計し、平成 31 年度から平成 33 年度までについては、「平成 28 年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算（財務省）」から名目経済成長率を 1.5%と推計するとともに、固定資産税及び都市計画税は、3 年ごとの評価替えを勘案して推計
地方譲与税・交付金	平成 29 年度当初予算額をベースに推計するとともに、地方消費税交付金については、消費税率が平成 31 年 10 月から 10%に上げられる前提で推計
地方交付税	普通交付税は、平成 31 年度までは合併特例法による合併算定替を前提として推計。基準財政需要額については、公債費算入分以外は直近 5 年の平均伸び率で、また、公債費算入分は、既発債の算入予定額に新発債の発行見込額に係る公債費算入見込額を加味して推計。基準財政収入額は、法人税割精算分等を勘案して推計
国・県支出金	平成 29 年度当初予算額をベースに、事業費に連動して推計
繰入金	財源不足額を補填するため、減債基金からの繰入金を見込んで推計
市債	主要事業の実施に伴う発行額を事業費に連動して推計
その他	分担金及び負担金、使用料及び手数料、諸収入などを、平成 29 年度当初予算額をベースに推計

(歳出)

費目	推計方法
人件費	通常の退職と採用を見込んで推計
扶助費	平成 29 年度当初予算額をベースに、現行制度が存続するものとして、近年の平均変動率を勘案して推計
公債費	既発債の償還予定額に、普通建設事業費や臨時財政対策債に連動した新発債の償還額を加味して推計
物件費	平成 29 年度当初予算額をベースに推計
補助費等	平成 29 年度当初予算額をベースに、公営企業や一部事務組合における公債費等を勘案して推計
繰出金	平成 29 年度当初予算額をベースに、各特別会計において繰出基準に基づく額を勘案して推計
投資的経費	平成 29 年度当初予算額のうち、大型事業を除いたものを通常の事業費とし、各年度に必要と思われる大型事業経費を見込んで推計
その他	維持補修費、投資及び出資金、貸付金など、平成 29 年度当初予算額をベースに推計

## 歳入・歳出の見通し

(単位：百万円)

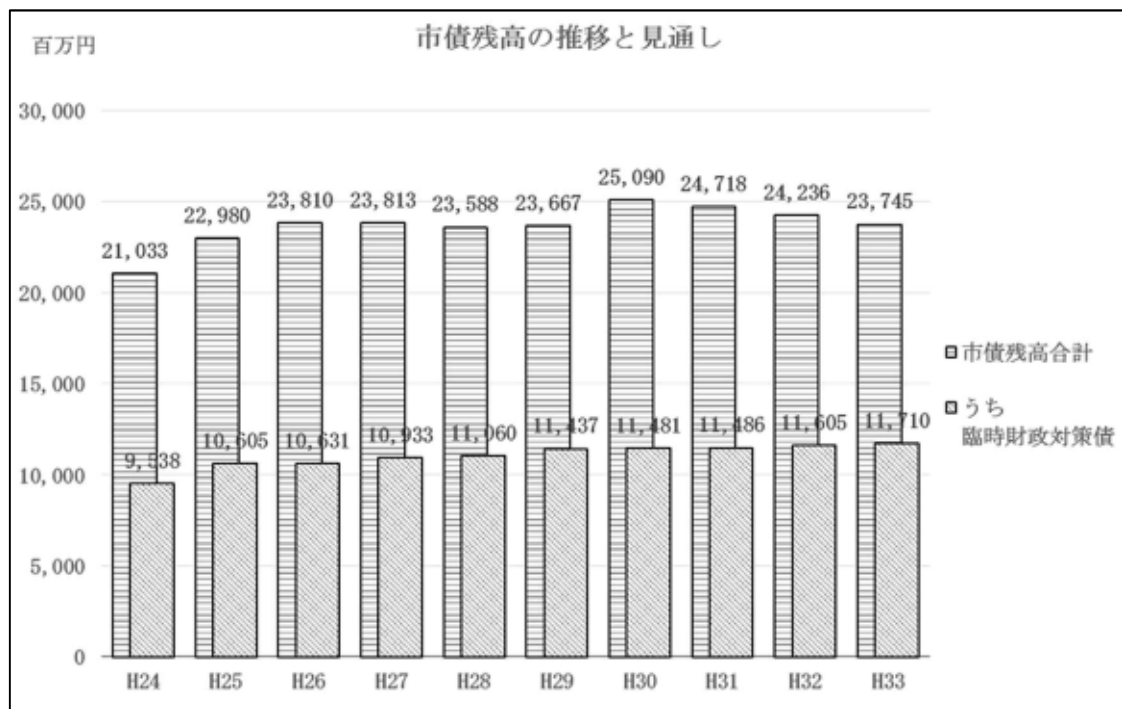
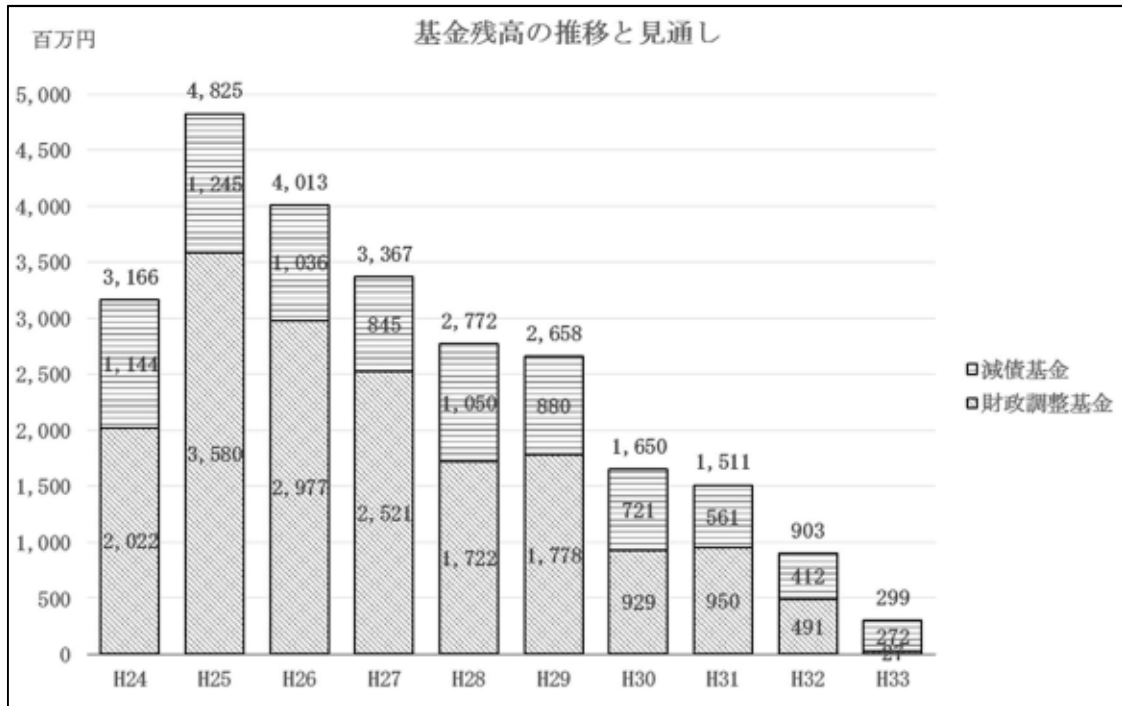
		H29	H30	H31	H32	H33
歳入	市税	7,940	7,910	8,100	7,877	7,728
	地方譲与税・交付金	1,104	1,134	1,144	1,315	1,340
	地方交付税	3,910	3,600	3,610	3,380	3,530
	国庫支出金	2,296	2,281	2,238	2,253	2,270
	県支出金	1,315	1,360	1,315	1,324	1,336
	繰入金	655	160	160	150	140
	市債	1,977	3,354	1,620	1,618	1,719
	その他	1,389	1,381	1,375	1,421	1,413
	歳入合計(A)	20,585	21,179	19,561	19,339	19,475
歳出	人件費	3,382	3,196	3,294	3,273	3,235
	扶助費	4,125	4,141	4,158	4,174	4,191
	公債費	2,108	2,129	2,194	2,295	2,396
	物件費	2,593	2,776	2,799	2,845	2,844
	補助費等	2,861	2,791	2,828	2,995	2,988
	積立金	502	2	2	2	2
	繰出金	3,083	3,333	2,581	2,555	2,539
	投資的経費	1,128	1,749	1,294	1,363	1,445
	その他	1,098	2,262	642	646	650
	歳出合計(B)	20,880	22,379	19,791	20,149	20,290
歳入歳出差引(A)-(B)		△ 295	△ 1,200	△ 230	△ 810	△ 815

## 歳入の内訳

(単位：百万円)

		H29	H30	H31	H32	H33
一般財源	市税	7,940	7,910	8,100	7,877	7,728
	地方交付税	3,910	3,600	3,610	3,380	3,530
	臨時財政対策債	1,120	810	820	1,000	1,050
	繰入金	655	160	160	150	140
	その他	1,393	1,380	1,390	1,612	1,637
	小計	15,019	13,860	14,080	14,019	14,085
特定財源	分担金、負担金	203	192	182	172	163
	使用料、手数料	295	302	299	296	294
	国庫支出金	2,296	2,281	2,238	2,253	2,270
	県支出金	1,315	1,360	1,315	1,324	1,336
	諸収入	600	640	647	656	660
	市債	857	2,544	800	618	669
小計	5,566	7,319	5,481	5,319	5,392	
歳入合計		20,585	21,179	19,561	19,339	19,475

※百万円未満の四捨五入や端数処理の関係で、合計が一致しない場合があります。



# 資 料

資料 1	光市行政改革市民会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	1
資料 2	光市行政改革推進本部設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・	2
資料 3	これまでの主な経過等について・・・・・・・・・・・・・・・・	4

光市行政改革市民会議設置要綱

平成16年12月2日  
訓令第74号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した市民満足度の高い効率的な市政の推進に資するため、光市行政改革市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 市民会議は、行財政改革の推進に関する事項について協議し、市長に意見を述べるとともに、その円滑な執行が図られるよう助言を行う。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内とする。

(組織)

第4条 市民会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、有識者及び行財政改革の推進に関心のある市民のうちから市長が委嘱する。

(運営)

第5条 市民会議には、委員の互選により会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、市民会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議は、必要に応じて市長が開催する。

2 市民会議は、必要があると認めるときは、その都度関係者の意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、政策企画部行政改革・情報推進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年12月24日から施行する。

附 則（平成19年訓令第23号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第26号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年訓令第18号）

この訓令は、平成23年8月25日から施行する。

附 則（平成27年訓令第15号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

光市行政改革推進本部設置要綱

平成17年4月25日  
訓令第13号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、光市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者並びに市長部局における各部長、大和支所長、会計管理者、教育部長、病院局管理部長、議会事務局長及び消防担当部長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が不在のときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、政策企画部長が進行を務める。

2 本部は、必要に応じて関係職員の出席を求め、意見又は説明を聴取することができる。

(幹事会)

第6条 本部に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、本部長の指示に基づき、第2条各号に規定する事項について調査研究を行い、その結果を本部長に報告するものとする。

3 幹事会は、政策企画部長を会長とし、会長及び幹事をもって構成する。

4 幹事は、市の職員のうちから本部長が指名する。

5 幹事会は、会長が招集し、会長が議長となる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、政策企画部行政改革・情報推進課において処理する。

(その他)

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成17年4月25日から施行する。

附 則 (平成19年訓令第23号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年訓令第16号)

この訓令は、平成20年12月7日から施行する。

附 則（平成21年訓令第27号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第31号）

この訓令は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成27年訓令第15号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

## これまでの主な経過等について

平成 28 年 5 月 20 日	第 1 回光市行政改革推進本部会議
平成 28 年 5 月 31 日	第 2 回光市行政改革市民会議
平成 28 年 10 月 31 日 ～ 11 月 14 日	行政改革大綱実施計画の項目調査実施
平成 28 年 11 月 2 日	第 4 回光市行政改革市民会議
平成 28 年 11 月 7 日	第 4 回光市行政改革推進本部会議
平成 28 年 12 月 14 日	市議会総務市民文教委員会に第 3 次光市行政改革大綱中間案を報告
平成 28 年 12 月 16 日 ～平成 29 年 1 月 16 日	第 3 次光市行政改革大綱案に対するパブリックコメントを募集
平成 29 年 1 月 31 日	第 5 回光市行政改革推進本部会議
平成 29 年 2 月 24 日	第 3 次光市行政改革大綱案に対するパブリックコメント実施結果の概要を公表
平成 29 年 3 月 13 日	市議会総務市民文教委員会に第 3 次光市行政改革大綱最終案を報告



### 第 3 次光市行政改革大綱

発 行：山口県光市

編 集：光市政策企画部行政改革・情報推進課

〒743 - 8501

光市中央六丁目 1 - 1

TEL 0833 - 72 - 1415

FAX 0833 - 72 - 1436

[http : //www.city.hikari.lg.jp](http://www.city.hikari.lg.jp)